瑞穂市長

森 和 之 様

瑞穂市議会議長

若 井 千 尋 様

瑞穂市教育長

服 部 照 様

瑞穂市監査委員 浅村孝司

瑞穂市監査委員 杉 原 克 巳

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「牛牧第2保育所」「中保育・教育センター」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監查結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「牛牧第2保育所」「中保育・教育センター」における令和4年4月1日から同年11月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費・備品」について、瑞穂市監査基準(令和2年瑞穂市監査委員告示第4号)に基づき、監査を行った。

なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和2年度及び 同3年度についても対象とした。

牛牧第2保育所は、教育委員会の幼児教育課に属し、令和4年11月 末日現在、所長以下保育士(会計年度任用職員及び派遣職員含む。)42 名で保育所を運営している。

なお、牛牧第2保育所は市内8か所の公立保育所のうち、定員数では2番目の規模となっている。令和4年12月1日現在の入所児童数は認可定員220人に対し219人、年齢別の内訳は、次のとおりである。

未満児 区分 3 歳児 4 歳児 5 歳児 合計 0 歳児 1 歳児 2 歳児 児童数 14 24 60 59 60 219

令和4年12月1日現在(単位:人)

中保育・教育センターも同様に教育委員会の幼児教育課に属し、令和 4年11月末日現在、所長以下保育士(会計年度任用職員及び派遣職員 含む。)18名で保育所を運営している。

中保育・教育センターにおける令和4年12月1日現在の入所児童数は認可定員140人に対し79人で、年齢別の内訳は、次のとおりである。

令和4年12月1日現在(単位:人)

区分	未満児		3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
	0 歳児	1歳児	2 歳児	3 成 冗	4 戚児	5 戚児	
児童数	1	10	15	16	19	18	79

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所 巣南庁舎 令和5年1月16日(月)

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、幼児教育課及び教育総務課から提出された資料を基に各課長及び担当者から、現状と課題については、保育所経営方針を基に所長からそれぞれ説明を求め通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

「牛牧第2保育所」「中保育・教育センター」を含む保育所全体の財務の執行については、次のとおりで、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

幼児教育課分 令和4年11月末日現在

	予算現額 (円)	収入・執行済額(円)	比率 (%)
歳入	785, 837, 000	302, 686, 967	38. 5
歳出	651, 278, 000	268, 435, 140	41. 2

教育総務課分 令和4年11月末日現在

	予算現額(円)	収入・執行済額(円)	比率 (%)
歳入	106, 450, 000	104, 950, 000	98. 6
歳出	612, 460, 000	320, 912, 094	52.4

2 需用費・備品について

番号	すず畑品にジャーカー容	監査の結果	監査の意見
		令和2年度の中保育・	当該債権者の請求書については、
		教育センターの需用費	商品購入後その場で請求書が交付
		(消耗品費等)の支出	されるため、請求書受理までに1
		負担行為兼支出金調書	週間余の日数がかかることは通常
		を確認したところ、請	考えにくい。
		求書受理日が請求書の	瑞穂市契約規則取扱要領(以下
		日付から約1週間後と	「要領」という。) 第37条第2項
		なっていた。	によれば、契約書又は請書が作成
			されていない場合の支払時期は、
			請求書を受理した日から15日以内
			の日と規定されており、請求書を
			受理した日付は重要となる。実際
			の請求書受理日よりも後の日付を
			記入した場合には、支払遅延を意
			図的に回避した行為と受け取られ
1	会計事務処理		かねず、市政に対する信頼を失わ
	について		せるおそれがあることから、今後
			は請求書に日付印等を押すなど請
			求書受領日を明確にして適正な会
			計事務処理としていただきたい。
			中保育・教育センターによれば、
		教育センターの需用費	物品は宅配業者によって配送され、
		(消耗品費等)の支出	その後、債権者である業者によっ
		負担行為兼支出金調書	て納品書が提出されるとのことで
		を確認したところ、検	あった。
		査日から請求書受理日	納品書は、業者が任意に提出す
		までに35日間を要して	るものであるが、給付の完了を通
		いた。支出負担行為兼	知する意味合いがあることから、
		支出金調書に納品書は	納品書を受領した日によって検査
		添付されていなかった。	を行う期限が定められる。
			要領同条同項によれば、契約書

			又は請書が作成されていない場合 の完了検査時期は、完了した旨の 通知を受けた日から10日以内とさ れており、納品書を受領した日から計算されることになる。 納品書を受領した際は、日付印 を押印するなど日付を明確にし、 支出金調書に添付し、適正な会計 事務処理としていただきたい。
2	年度末の購入について	令育等等) 全標の 年度の 中で、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 の	年第31年31年31年31年31年31年31年31年31年31年31年31年31年3
3	備品管理について	備品台帳に登録中の 備品の保有状況を確認 したところ、備品台帳 の廃棄処理がされてい ない備品があった。	廃棄する備品が発生したら、保 育所で起案書を作成し、廃棄後に 備品台帳の廃棄処理を行うとのこ とであった。 今後は、廃棄した際には必ず備 品台帳の廃棄処理の手続を行って いただきたい。

3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
4	設備点検について	令和4年度、中保育・ 教育センターにおいて漏 電による修繕が2回発生 していた。	教育総務課によれば、定期的に 業者による電気設備点検を行っ ているとのことであった。 漏電による修繕が続いているこ とから、園児への安全面はもとより、安全・安心な保育の場となる よう、日頃から保育所の情報を収 集するなどして、設備の予防保全 に努めていただきたい。

以上